

**新潟県病院局管理規程第1号**

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p><b>第5条</b> （略）</p> <p><u>（準備事務所の設置）</u></p> <p><b>第5条の2</b> <u>局本庁の事務を処理するため、次の</u> <u>とおり準備事務所を置く。</u></p> <table><thead><tr><th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>業務課県立十日町看護</td><td>十日町市</td></tr><tr><td>専門学校設立準備事務</td><td></td></tr><tr><td>所</td><td></td></tr></tbody></table>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	業務課県立十日町看護	十日町市	専門学校設立準備事務		所		<p><b>第5条</b> （略）</p>
<u>名称</u>	<u>位置</u>								
業務課県立十日町看護	十日町市								
専門学校設立準備事務									
所									

**附 則**

この規程は、令和元年7月1日から施行する。